○「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長及び水産庁長官連名通 知)の一部改正(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
記	記
目 次 (略)         第1 (略)         第2 飼料の製造等に関する規則         1 (略)         2 規格及び基準         (1)・(2) (略)         (3) 成分規格等省令の留意事項         ア 別表第1 (飼料関係)         (ア) (略)         (イ) 飼料一般の製造の方法の基準 (成分規格等省令別表第1の1の(2))         a 飼料の有害物質については、成分規格等省令別表第1の1	<ul> <li>目 次 (略)</li> <li>第1 (略)</li> <li>第2 飼料の製造等に関する規則</li> <li>1 (略)</li> <li>2 規格及び基準 <ul> <li>(1)・(2) (略)</li> <li>(3)成分規格等省令の留意事項</li> <li>ア 別表第1 (飼料関係)</li> <li>(ア) (略)</li> <li>(イ)飼料一般の製造の方法の基準(成分規格等省令別表第1の1の(2))</li> <li>a 飼料の有害物質については、「飼料の有害物質の指導基準</li> </ul> </li> </ul>
の(1)のセ及びソ並びに       「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の基準を超えることのないよう、	の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)、「ゼアラレノンの検出について」(平成14年3月25日付け13生畜第7269号農林水産省生産局畜産部

原材料等の飼料に留意するものとする。

また、飼料が病原微生物に汚染されることのないよう、飼料の製造管理を行うものとする。

 $b \sim e$  (略)

(ウ)~(オ) (略)

- (カ) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格 (成分規格等省分別表第1の3の(1))
  - a 別表第1の3の(1)のアでは、落花生油かすのアフラトキシンB<sub>1</sub>の含有量の限度が1<u>mg/kg</u>とされている。なお、アフラトキシンB<sub>1</sub>の定量法として、A 法、B 法が併記されているが、A 法は、比較的簡易に実施し得るものであり、B 法は、分光けい光デンシトメーター利用により、一定の数値を求め得る方法である。

b (略)

(キ)・(ク) (略)

イ (略)

(4)

 $3 \sim 7$  (略)

第3~第5 (略)

別記様式第1号~別記様式第5号 (略)

飼料課長通知)及び「飼料中のデオキシニバレノールについて」(平成14年7月5日付け14生畜第2267号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知)の基準を超えることのないよう、原材料等の飼料に留意するものとする。

また、飼料が病原微生物に汚染されることのないよう、飼料の製造管理を行うものとする。

 $b \sim e$  (略)

(ウ)~(オ) (略)

- (カ) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格 (成分規格等省令別表第1の3の(1))
- a 別表第1の3の(1)のアでは、落花生油かすのアフラトキシン $B_1$ の含有量の限度が1 ppm とされている。なお、アフラトキシン $B_1$ の定量法として、A 法、B 法が併記されているが、A 法は、比較的簡易に実施し得るものであり、B 法は、分光けい光デンシトメーター利用により、一定の数値を求め得る方法である。

b (略)

(キ)・(ク) (略)

イ (略)

(4)

 $3 \sim 7$  (略)

第3~第5 (略)

別記様式第1号~別記様式第5号 (略)

別記	別記様式第6号								別記様式第6号										
	特定飼料検定合格証の添付方法に関する承認申請書に 係る当該特定飼料の検定結果等通知について									特定飼料検定合定格証の添付方法に関する承認申請書に 係る当該特定飼料の検定結果等通知について									
(略	各)										(略)								
	記							記											
の保	特定飼料 管場所及 ット番号	検定	検定月日		剣 定 糸 フラトキシン		)	合格証 発行 番号	その他必要な事項	0	当該特定飼料 の保管場所及 びロット番号	検定数量	検定		検 定	結 果		合格証 発 行 番 号	その他必要な事項
O L	ツト金方	数量	月日	0.25 <u>mg/kg</u> 以下	$0.25 \sim 0.5  \underline{\text{mg/kg}}$		1 mg/kg 以上	金 方	争坦		グロット番号	<b> </b>	月日	0.25 <u>ppm</u> 以下	0.25 ~ 0.5 <u>ppm</u>	0.5 ~ <u>1.0ppm</u>	<u>1.0ppm</u> 以上	番 岁	争 垻
別記	別記様式第7号						別記様式第7号												
	特定飼料の検定結果通知書							 											

(理各)		(略)					
記		記					
1 (略)		1 (略)					
2 検定結果		2 検定結果					
ロット番号 合格又は不合	格 アフラトキシン B <sub>1</sub> 含量 ( <u>mg/kg</u> )	ロット番号	合格又は不合格	アフラトキシン B <sub>1</sub> 含量 ( <u>ppm</u> )			
	(日本工業規格 A4)		(日本工業規格 A 4)				
別記様式第8号		別記様式第8号					
特定飼料の検定実施	近状況報告書	特定飼料の検定実施状況報告書					
(略)		(略)					
記			記				

1)~	~⑩ (略)	(略)
(I)	0.25 <u>mg/kg</u> 以下	
検定な	$0.25 \sim 0.5 \; \underline{\text{mg/kg}}$	
結果	$0.5 \sim 1$ mg/kg	
	1 mg/kg	
12	・ ③ (略)	

## (注) 1・2 (略)

3 ①の検定結果は、アフラトキシン  $B_1$  の含有量が 1 mg/kg 以下の場合には その該当欄に $\bigcirc$ 印を記入し、1 mg/kg 以上の場合には、その含有量を記入すること。

 $4 \sim 6$  (略)

①~	~⑩ (略)	(略)
⑪検定結果	0.25 <u>ppm</u> 以下	
	$0.25 \sim 0.5 \frac{1}{100}$	
	$0.5 \sim 1.0 \text{ppm}$	
	<u>1.0ppn</u>	
12 •	(略)	

## (注) 1・2 (略)

3 ①の検定結果は、アフラトキシン B<sub>1</sub> の含有量が <u>1.0ppm</u> 以下の場合には その該当欄に○印を記入し、<u>1.0ppm</u> 以上の場合には、その含有量を記入すること。

 $4 \sim 6$  (略)